

認定こども園 愛光保育園 重要事項説明書 (2024年度)

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

1、施設運営主体

名 称	社会福祉法人十三愛光会
所 在 地	〒532-0023 大阪市淀川区十三東1丁目13-29
電 話 番 号	06-6303-4767
代表者氏名	理事長 近藤 康夫

2、利用施設

施設の種類	保育所型 認定こども園
施設の名称	認定こども園 愛光保育園
施設の所在地	〒532-0023 大阪市淀川区十三東1-13-29
連絡先	電話番号 06-6303-4767 FAX 番号 06-6303-8064
管理者	園長 山内 直
対象児童	満3歳児以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
認可定員 (173名)	0歳児 18人 1歳児 28人 2歳児 28人 3歳児 33人 4歳児 33人 5歳児 33人
利用定員 (135名)	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 9人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 75人 <3号認定子ども> 3歳未満で保育を必要とする児童 51人
開設年月日	2023年 4月 1日
事業所番号	2710051003210
ホームページ	https://aikou-hoikuen.com

3、施設の目的・運営方針

愛光保育園（以下当園という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1)「当園」は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4、当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	1 1 5 2 . 8 6 m ²		
園舎	建屋	構造	園舎スペース
	A 館	鉄骨造	3 階建てのうち 1 階
	B 館	鉄骨造	2 階建てのうち 1 階、2 階
	C 館	木造	平屋建て
	延べ床面積		6 6 0 . 9 9 m ²
園庭	3 0 7 . 8 0 m ²		

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2 室	ほふく室含、ももぐみ (0 歳児クラス)
保育室	5 室	ちゅうりっぷぐみ (1 歳児クラス) たんぽぽぐみ (2 歳児クラス) りんごホーム } (3・4・5 歳児クラス) ばななホーム } ぶどうホーム } 各 1 室
調理室	1 室	
事務所	1 室	

5、提供する保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。

6、職員の職種、員数及び職務の内容 令和 6 年 4 月予定

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1 名	1 名		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理 園児の保育をつかさどる	1 名	1 名		
看護師	園児の体調不良時・怪我等の対応、処置等 園内の健康管理関係全般	1 名		1 名	子育て支援員 と兼務
保育教諭	園児の教育・保育を行う	2 8 名	2 0 名	8 名	
保育補助	保育士の補助を行う	4 名		4 名	子育て支援員含
栄養士	園児の栄養の指導等を行う	2 名	2 名		うち 1 名 管理栄養士
調理員	園で提供する食事の調理を行う	1 名	1 名	名	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年 3 月 3 0 日大阪市条例第 4 9 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7、教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日(休園日)が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、 2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、 及び年末年始(12月29日 ～1月3日)(※注1)、 春・夏・冬期の長期休業日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保 育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年 始(12月29日～1月3日) (※注2)
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

(※注1)土曜日・長期休業日でも、保育が必要な場合は一時預かりを利用することもできます。

ご相談ください。(別途負担が必要となります)

夏期休暇 8月1日～8月15日 冬期休暇 12月25日～1月7日

春期休暇 (在園児)3月25日～4月5日 (新入園児)4月1日～4月14日

(※注2)特別保育の実施

8月12日～15日、1月4日、3月最終土曜日は通常保育とは異なり特別保育とします。

就労により保育が必要な方のみ保育とします。詳細は随時お知らせします。

8、教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間(概ね5時間程度)	9時～14時(※)
	教育保育時間	9時～15時30分
2号認定子ども	保育標準時間	7時～19時
3号認定子ども	(最大12時間)	
	保育短時間	8時～16時
	(最大8時間)	

(※)教育標準時間は一般的な時間で愛光保育園では15時30分を基本に考えます

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで家庭ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の理由に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9、食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理を基本とし、月に何回か委託弁当を提供することもあります。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

* 園外保育時（対象クラス）、特別保育日は昼食を持参していただきます。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分ごろ	11時ごろ	15時ごろ	
1歳児	9時30分ごろ	11時ごろ	15時ごろ	
2歳児	9時30分ごろ	11時ごろ	15時ごろ	
3歳児	—	11時50分ごろ	15時ごろ	
4歳児	—	11時50分ごろ	15時ごろ	
5歳児	—	11時50分ごろ	15時ごろ	

* 献立表は毎月別途お渡しします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

栄養士の配置状況

園児の栄養指導及び管理 常勤職員 2名

* 献立表とは別に個別の除去食表を提出していただきます。

* アレルギー対応に関してはアレルギー検査報告書及び医師の診断書が必要になります。

10、利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退所する場合については在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。

11、特別支援教育・しょうがい児保育の取り組み状況

地域の中で、しょうがいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育、しょうがい児保育を行っています。

1 2、利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

本園が入所申し込みの方の中で選考し、入所決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

1 3、利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 4、嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	細江クリニック
医師名	細江 重人
所在地	大阪市淀川区十三東3-5-13
電話番号	06-6303-7814

(2) 歯科

医療機関の名称	片岡歯科医院
医師名	片岡 光太郎
所在地	大阪市淀川区十三東2-9-10 十三駅前医療ビル4階
電話番号	06-6308-1204

1 5、緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 6、非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・非常用電源 ・避難車 ・誘導灯 ・警察直通電話 ・スプリンクラー ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 ・非常警報装置 ・非常食備蓄 ・防災ずきん全園児分用意
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します

17、虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ・虐待防止マニュアルの作成、運用

18、要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 山内 直 寺田 良子 ・電話番号 06-6303-4767 FAX番号 06-6303-8064 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
近藤 遼	大阪市私立保育園連盟会長

*当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。(保育園入口)

*苦情解決の実績等はホームページに掲載します。

苦情処理委員 岩崎 美由紀 畠岡 正明

19、利用者に対しての保険の種類

当園では、以下の保険に保育園の支払いで加入しています

保険の種類 大阪市私立保育園連盟
 全国私立保育園連盟
 日本スポーツ振興会

保険の内容 園児団体傷害保険・園児事故対策共済保険・災害共済保険

20、園児の利用状況（毎年度5月1日時点）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	10	8	9	7
1歳児	22	24	23	18
2歳児	24	24	26	24
3歳児	26	24	26	28
4歳児	25	22	22	25
5歳児	23	25	23	21

21、第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施	
自己評価の実施状況	毎年度実施	3月に実施。HPで公表

22、子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
 なし

23、当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内、及び施設周辺はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

保育料以外にかかる費用

用品	対象年齢	価格
通園かばん	3～5歳	3,500円
カラー帽子	1～5歳	1,000円（卒園まで使用。途中購入可能）
こひつじノートセット （ノート、カバー、シール）	3～5歳	660円（毎年購入していただきます）
お知らせ袋	3～5歳	300円（卒園まで使います）
育児日記	0歳～2歳	300円（使い切り後は新しい日記を購入）
育児日記カバー	0歳～2歳	150円（年度始めのみ購入）
あいうえおセット	5歳（12月頃販売）	300円
いろえんぴつ（12色）	3～5歳	1,100円（初回のみ購入）
クレパス（16色）	3～5歳	700円（初回のみ購入）
スモック	3～5歳	2,200円（初回のみ購入）
卒園アルバム・文集代	5歳	3,000円 ※4月に引き落とし
夏期水遊び用紙パンツ	0～2歳（7、8月）	1枚120円（使用時に月毎に請求）
園外活動費（遠足）	4、5歳	実費徴収 ※貸し切りバス おおよそ4,000円
使い捨て哺乳瓶	0歳	350円：※1
紙パンツ	全園児	1枚 100円：※2
布パンツ		1枚 300円：※2
クリスマス会DVD	希望者（1月頃販売）	1枚400円（希望者に販売）
写真代（通常販売）	希望者（ネット販売）	1枚130円（年4、5回写真販売予定）
（特別販売）	希望者（展示販売）	1枚900円 （9月全園児対象、12月、3月5歳対象）
制作材料費	0、1、2歳	50円/月（4月に年間分引き落とし）
	3、4、5歳	100円/月（4月に年間分引き落とし）
保護者会費	全園児	6,000円（12か月分）：※3
主食費	3～5歳	月額1,500円
副食費	3～5歳	月額4,700円
延長保育料【定額】	2号・3号認定 保育標準時間利用者	月額2,900円（18:00～19:00） ※勤務証明書で確認できた家庭
延長保育料【臨時等】	全園児	次頁参照

※1、使い捨て哺乳瓶は忘れた方に使用します。

※2、足りなくなった時に使用します。

※3、保護者会費は一括で現金で集めます。（5月） 500円/月です。

*主食費・副食費は登園日数問わず、年間必要経費を按分していますので保育のない日も含め毎月の徴収となります。

*用品代は入手時期によって若干の価格変更がある場合があります。

【時間外にかかる利用者負担】

*2号・3号認定 保育短時間利用者に適用

利用時間	利用料金
7:00~7:59	400円
16:01~17:00	400円
17:01~18:00	400円

*2号・3号認定 保育標準時間、短時間両方の方に適用

利用時間	利用料金
18:01~18:15	400円
18:16~18:30	400円
18:31~18:45	400円
18:46~19:00	400円

*万が一、19時を過ぎた場合は30分ごとに1,000円

1号認定延長利用者負担

	7:00~8:59	9:00~14:00	14:01~15:30	15:31~18:00	18:01~19:00
平日延長保育	¥100/15分	基本保育時間	¥0	¥100/15分	¥400/15分
土曜・延長保育	—	¥2,300/1回		—	—
長期休暇保育	—	¥2,000/1回		¥100/15分	—